



ざいます。しかしながら、今日といえどもむろん全然必要がないというたてまえで検討しておるわけではございませんので、いま簡易裁判所の全面的な整理統合というような問題が議論にのぼっておりまして、これは法務省ともよく相談して検討はいたしておりますが、現在のところ、必要がないという結論に達しておるわけではございません。何とかして一応開庁ができればと考えておるのでございますが、それに至っていない、こういう次第でございます。

○横山委員 そんなあいまいな答弁を何回も何回もやられても私は納得ができませんのであります。法律ではきまつておる、きまつておるからやらなければならぬ、けれどもまあまあというところでほうつてある。いまやらなければならぬことはいけり、開かなければならぬことはいけり、こういうことでいつまでもこの問題を放てきなざるべき筋合いの問題ではないと私は思う。だから、未開庁の簡易裁判所は現実的、積極的な必要性がないとするならば、法律を改正をしてそれはなくすべきだ、どうしても必要性があるとすると、これは即刻開庁すべきだ、来年度の予算の中に未開庁のものの設立に関する予算は全然ないのですか。

○寺田最高裁判所長官代理人 これは予算としてはいろいろ要求等はいたしておるわけですが、実際上具体的に土地を獲得するということが、つまり幾らでも金を積めばあるいはできるのかも知れませんが、これはまた一般的な見地から見ても、はたしてそれが妥当なものであろうかどうかというようにも考えざるを得ません。

で、そういう点では、さしあたりこの管轄所在地内にしかるべき土地、建物を手に入れることは困難である。かような結論に達したわけでございます。

○横山委員 そうすると、来年度の予算の中にはこれらの未開庁の予算はないのですか、計上してあるのですか。

○寺田最高裁判所長官代理人 計上いたされておられません。

○横山委員 私の調査したところによりますと、重崎簡裁、都島簡裁、東淀川簡裁、西成簡裁、難波簡裁、宝塚簡裁、柳生簡裁、十津川簡裁、すさみ簡裁、愛知横須賀簡裁、鹿野簡裁の十一カ所、これは全く法律上空文になっている。一つや二つならいざ知らず、十一も全国で簡易裁判所が未開庁で、法律ではきまつておるけれども、これらのものをほりつぱなしにしておくというようなことは、よその委員会をずつとやっておりまして常識上考えられない。こんなばかげたことは、さうでしよう。こういうことをあなたの方としてはこの辺で処理をなさるお気持がないのであるかどうか、どういうつもりですか。要求したが大蔵省が断わったのでしたかありません、さうですというところでほっておくつもりでありますか。これらの十一簡裁は、結局あなた方がどうしても必要性があるとするならば、何としてもこれは大蔵省に納得させなければいかぬ。土地が高いから簡易裁判所を開く必要はないということじゃないですよ。法律できまつておるのですから、きまつておることをやるためには予算を取らなければならぬですよ。実際はサボっているのじゃないですか。

○寺田最高裁判所長官代理人 横山委員からいろいろお話しいただきましたことを私どもとしても考えておるわけでございます。何とかして処理いたしたいと思っておるわけでありまして、ただ同時に一点お聞きいただきたいのは、裁判所法はあらかじめそういう場合も予想いたしまして、これにびつたり当たると申し上げていいかどうか問題でございますが、とにかくそれにも適応できるような場合を想定いたしまして、裁判所法の三十八条で「簡易裁判所において特別の事情によりその事務を取り扱うことができないときは、その所在地を管轄する地方裁判所は、その管轄区域内の他の簡易裁判所に当該簡易裁判所の事務の全部又は一部を取り扱わせることができる。」という規定がございます。いわゆる事務移転の規定でございますが、そういう事務移転の方法ということが認められておりますので、その規定を適用いたしまして現在はやっております、一応それほどの支障なしにまいておるのではないかと考えておるような次第でございます。

○横山委員 そんなかつてな答弁はありません。少なくとも法律によつてこれは開くことになっている。なつていなかかわらず開かれていないといふことは、法律を執行する責任を負つてもらわなければいかぬ。われわれはこの十一カ所を開くといふことを法律で定めた。歴代の大臣の皆さんは、それを執行する責任と義務があつた。それをサボつておると言われても何とも言いようがないじゃありませんか。もしもあなたの言うように、そういうようなことをせぬでもいいというなら、こういうことは法律で定める必要はない。

員からいろいろお話しいただきましたことを私どもとしても考えておるわけでございます。何とかして処理いたしたいと思っておるわけでありまして、ただ同時に一点お聞きいただきたいのは、裁判所法はあらかじめそういう場合も予想いたしまして、これにびつたり当たると申し上げていいかどうか問題でございますが、とにかくそれにも適応できるような場合を想定いたしまして、裁判所法の三十八条で「簡易裁判所において特別の事情によりその事務を取り扱うことができないときは、その所在地を管轄する地方裁判所は、その管轄区域内の他の簡易裁判所に当該簡易裁判所の事務の全部又は一部を取り扱わせることができる。」という規定がございます。いわゆる事務移転の規定でございますが、そういう事務移転の方法ということが認められておりますので、その規定を適用いたしまして現在はやっております、一応それほどの支障なしにまいておるのではないかと考えておるような次第でございます。

○横山委員 そんなかつてな答弁はありません。少なくとも法律によつてこれは開くことになっている。なつていなかかわらず開かれていないといふことは、法律を執行する責任を負つてもらわなければいかぬ。われわれはこの十一カ所を開くといふことを法律で定めた。歴代の大臣の皆さんは、それを執行する責任と義務があつた。それをサボつておると言われても何とも言いようがないじゃありませんか。もしもあなたの言うように、そういうようなことをせぬでもいいというなら、こういうことは法律で定める必要はない。

○寺田最高裁判所長官代理人 横山委員からいろいろお話しいただきましたことを私どもとしても考えておるわけでございます。何とかして処理いたしたいと思っておるわけでありまして、ただ同時に一点お聞きいただきたいのは、裁判所法はあらかじめそういう場合も予想いたしまして、これにびつたり当たると申し上げていいかどうか問題でございますが、とにかくそれにも適応できるような場合を想定いたしまして、裁判所法の三十八条で「簡易裁判所において特別の事情によりその事務を取り扱うことができないときは、その所在地を管轄する地方裁判所は、その管轄区域内の他の簡易裁判所に当該簡易裁判所の事務の全部又は一部を取り扱わせることができる。」という規定がございます。いわゆる事務移転の規定でございますが、そういう事務移転の方法ということが認められておりますので、その規定を適用いたしまして現在はやっております、一応それほどの支障なしにまいておるのではないかと考えておるような次第でございます。

○横山委員 そんなかつてな答弁はありません。少なくとも法律によつてこれは開くことになっている。なつていなかかわらず開かれていないといふことは、法律を執行する責任を負つてもらわなければいかぬ。われわれはこの十一カ所を開くといふことを法律で定めた。歴代の大臣の皆さんは、それを執行する責任と義務があつた。それをサボつておると言われても何とも言いようがないじゃありませんか。もしもあなたの言うように、そういうようなことをせぬでもいいというなら、こういうことは法律で定める必要はない。

○寺田最高裁判所長官代理人 横山委員からいろいろお話しいただきましたことを私どもとしても考えておるわけでございます。何とかして処理いたしたいと思っておるわけでありまして、ただ同時に一点お聞きいただきたいのは、裁判所法はあらかじめそういう場合も予想いたしまして、これにびつたり当たると申し上げていいかどうか問題でございますが、とにかくそれにも適応できるような場合を想定いたしまして、裁判所法の三十八条で「簡易裁判所において特別の事情によりその事務を取り扱うことができないときは、その所在地を管轄する地方裁判所は、その管轄区域内の他の簡易裁判所に当該簡易裁判所の事務の全部又は一部を取り扱わせることができる。」という規定がございます。いわゆる事務移転の規定でございますが、そういう事務移転の方法ということが認められておりますので、その規定を適用いたしまして現在はやっております、一応それほどの支障なしにまいておるのではないかと考えておるような次第でございます。

○横山委員 そんなかつてな答弁はありません。少なくとも法律によつてこれは開くことになっている。なつていなかかわらず開かれていないといふことは、法律を執行する責任を負つてもらわなければいかぬ。われわれはこの十一カ所を開くといふことを法律で定めた。歴代の大臣の皆さんは、それを執行する責任と義務があつた。それをサボつておると言われても何とも言いようがないじゃありませんか。もしもあなたの言うように、そういうようなことをせぬでもいいというなら、こういうことは法律で定める必要はない。

○寺田最高裁判所長官代理人 横山委員からいろいろお話しいただきましたことを私どもとしても考えておるわけでございます。何とかして処理いたしたいと思っておるわけでありまして、ただ同時に一点お聞きいただきたいのは、裁判所法はあらかじめそういう場合も予想いたしまして、これにびつたり当たると申し上げていいかどうか問題でございますが、とにかくそれにも適応できるような場合を想定いたしまして、裁判所法の三十八条で「簡易裁判所において特別の事情によりその事務を取り扱うことができないときは、その所在地を管轄する地方裁判所は、その管轄区域内の他の簡易裁判所に当該簡易裁判所の事務の全部又は一部を取り扱わせることができる。」という規定がございます。いわゆる事務移転の規定でございますが、そういう事務移転の方法ということが認められておりますので、その規定を適用いたしまして現在はやっております、一応それほどの支障なしにまいておるのではないかと考えておるような次第でございます。

○横山委員 そんなかつてな答弁はありません。少なくとも法律によつてこれは開くことになっている。なつていなかかわらず開かれていないといふことは、法律を執行する責任を負つてもらわなければいかぬ。われわれはこの十一カ所を開くといふことを法律で定めた。歴代の大臣の皆さんは、それを執行する責任と義務があつた。それをサボつておると言われても何とも言いようがないじゃありませんか。もしもあなたの言うように、そういうようなことをせぬでもいいというなら、こういうことは法律で定める必要はない。

じやありませんか、どうですか。人格円満、豊かなる政務次官に客観的な御意見を伺いたい。

○天竺政府委員 これはしつかりきまつた法律によつて定められた裁判所の設立でございますから、どうしてもやらなければならぬというふうには考えません。この予算につきましては、これは最高裁が要求をしております。私も大いに手伝つてやらなければならぬというふうに考えております。

○横山委員 それでは十一カ所のあれをちよつと一つ一つ開いていきますが、重崎簡裁は何で開けられなくていいのですか、そのことの経緯を十分に聞かしてもらいたい。

○寺田最高裁判所長官代理人 これは先ほどサボつておるといふお話でございますが、私どもとしてはサボつておるのではなくて、努力が足りないというふうには思つておるわけでありまして、いまの重崎簡裁の点でございますが、これは適当な庁舎敷地が得られないということが理由になっております。

○横山委員 適当な土地がないといふことは、もちろん銭の問題だと思つて、いまだき役所が適当な土地と云うか、適当な価格というものはあるはずがないのです。ほんとうにやる気があつたならば、それは何としても確保しなければならぬじゃありませんか。十一カ所は一体いつ法律によつて制定されたのですか。何年何月ですか。

○吉田最高裁判所長官代理人 これは御指摘の庁によつていろいろ違います。が、二十二年当時のものがかなりの数でございます。(もう時刻だよ)と呼ぶ者あり)

○横山委員 時刻にかかつておるといふお話がありますが、二十二年といへば、いまから十七年も前です。十七年前に開庁されるということになつておつて、いまもつて放任しておくとおつて、言語道断じゃありませんか。もしも重崎が必要がないというなら、一ぺん法律を整理したらどうですか。

○寺田最高裁判所長官代理人 これは大阪の市内でございます。これも理由は、大体同様のことになっておりますが、結局、実際の事務を事務移転してやりました場合に、地元の方も、むしろそれで弁護士さんなんかは非常に御便宜のいい面もあるわけでございます。ただ、しかしながら、法律を整理してはどうかというお話でございますが、これまたお話しのとおりでございます。法務省とも連絡して、いま鋭意検討いたしておりまして、御承知のとおり臨時司法制度調査会でも、そういう問題等についても議論が出ておりますので、そういう答申も勘案しまして検討したい、かように考えておるわけでございます。

○横山委員 そんな臨時司法制度調査会で検討しておるからと言わないで、十七年もやつておかないで、あなたのほうでやろうと思えば、法律の改正なりは正なり、現状に適合するようにして、そのかわりどうしてもここに開けは開けられたい、そのために予算をくれと折り目をつけたらどうなすか。どうもきよの雰囲気、雰囲気なものですから、私の質問を、あ

なたもおさなりにやっていたいけばいいんじゃないかというお気持ちがあったのでは、私も心外なんです。私は、先ほど言うようにこの委員会には初めてでございますから、新しい問題については、ぜひひとつ先輩の諸君には悪いけれども、前向きになってここで整理をしてもいいと思うのです。何も臨時司法制度調査会をまたないでも、いま現にだれが聞いても矛盾しておることは、ここで最高裁として法律を是正する、そのかわりこれだけはどうしてもやるときめて、この国会にすみやかに提案をするという態度をとられることが必要じゃないですか。

○寺田最高裁判所長官代理者 これはまことにごもっともな御意見でございます。私どもとしても十分その御意見に沿ひまして検討いたしたいと考えておりますが、決しておさなりのことを申し上げておるつもりではございませんので、具体的に庁名等まで指摘いたしまして、整理統合の問題は真剣に検討しておるわけでございます。

ただ未開庁ではなくても、実際にやっておいても、たとえば民事訴訟事務だけを法律上移動されておるといふ庁もございまして、それから移動はされておらないけれども、事件の数その他から、これはむしろ廃止したほうがいいんじゃないかという、立法論としてそういうふうになっておるものもありまう。そういうものも含めまして、つまり全国で五百七十庁ございまして、それにつきまして一つ一つに当たりますと、具体的に成案を得て国会の御審議をいただきたい、こういうふうにお考えおつて、その作業がいわばおくれおる。これも二十二年からということ

で、少しおくれ過ぎていとおしかりを受けるかもしれないが、具体的にその庁名をあげてやっておりますのは、ここ数年でございまして、これは遠くない機会に国会で御審議をいただく手順になっておる、かように考えております。

○横山委員 これは常識的に考えて、一ぺんさらっと全部アウトにしてしまつて、その中であなたのほうが予算がとれそうになったところに、こゝしはこれを法律案に出すからひとつ法務委員会の諸君も頼む、こういうふうによつて、現実的にやつていけば、数年かかつて検討するのですか。

では、東淀川の簡裁はどういうわけで開庁されないのですか。

○寺田最高裁判所長官代理者 これも前申し上げましたと同様の理由でございます。

○横山委員 前とは何ですか。全部土地ですか。この問題は、私一つ二つ知っておるところがありますから、いかげんなことを言つたら承知しませんぞ。

○寺田最高裁判所長官代理者 いずれも土地または建物でございます。

○横山委員 西成簡裁はどうでありますか。

○寺田最高裁判所長官代理者 これも同様でございます。

○横山委員 考えてみますと、大阪は都島、東淀川、西成、灘、宝塚と、ばかに大阪方面に簡裁の未開庁が多いというのは、これはどういふわけでしょう。

○寺田最高裁判所長官代理者 これはどういふ理由でございまして、偶然さ

ういうことになったのではないかと思ひます。偶然その辺で土地の入手が困難になった。どういふ理由でそこだけ困難かというところはちよつと御説明申し上げかねます。

○横山委員 十一カ所の中で、都島、東淀川、西成、灘、宝塚——柳生は別にしても、すいぶん大阪の簡易裁判所が未開庁である。大阪には簡易裁判所にかかる事件というのはあまりないのですか。これは偶然にしてもちよつとおかしくないか。簡易裁判所の配置を全国均等に分けてやつたにもかかわりませず、大阪だけがばかに多い。そのほか考えてみましても、柳生、十津川、すさみ——これはどこですか。とにかく関西方面の簡易裁判所がすいぶん未開庁になっている。これは関西方面の何か特殊事情があるのか、全国と違つて関西は簡易裁判所をやらぬでも特別に方法を講じてあるのか。國民諸君は、関西だけが簡易裁判所が少ないということについてはおかしいと思ひます。

○寺田最高裁判所長官代理者 これは御指摘のとおりでございますが、当初開庁できませんでした理由は、先ほど来申し上げております庁舎敷地、建物の入手困難ということでございますが、そういう状態で未開庁になってまいりました。この法律案が出ました当時は、御承知の敗戦直後の非常に混乱した時代でございまして、なるべく簡易裁判所を方々に置いて便宜なうにということでき上がつたものだと思ひ解しておりますが、そういう当初、庁舎敷地獲得困難というふうなことで未開庁という状態を続けてまいりますうちに、實際上、御承知のとおり都島に

いたしましても、あるいは東淀川、西成にいたしましても、大阪の市内でございまして、交通等も次第に非常に便利になつてまいりました。弁護士さんなどでは、むしろそういうところへおいでになるよりも、大阪簡裁へおいでになるほうが御便利な面も出てまいつたような関係にあるわけでございまして、そういうことならば、これは廃止すればいいことになるわけでござい

ますが、簡易裁判所を廃止するということはなかなか問題もございまして、ほかとの均衡ということもございまして、そういうようなことがいろいろ重なりまして、現在までこういうような状態が続いてまいつた、かような次第でございまして、将来簡易裁判所の整理統合が検討されます際には当然こういう庁が対象になる、かように考えておるわけでございまして。

○横山委員 話をまた逆に戻してはいかぬです。私はこの問題についてのみ整理をきちんとしまえと言つたので、将来の裁判所の統合整理の問題になるといふことを言つてゐるのではない。大阪だけが未開庁が実に多いということは、何か当時の決定その他の経緯からいって私は考えるべき点がある、せぬかというのを思ふのですが、あなたはそういう特殊事情はないというわけですか。

○寺田最高裁判所長官代理者 特殊の事情はないと考えております。

○横山委員 それならますますこれはおかしい。もうこれは必要がないというふうな考えてもいいと思ふのですが、柳生簡裁はどういうわけですか。

○寺田最高裁判所長官代理者 これも前に申し上げましたと同様、敷地、建物の入手困難ということになっております。

○横山委員 十津川簡裁はどうでありますか。

○寺田最高裁判所長官代理者 これも同様でございます。

○横山委員 すさみ簡裁はどうですか。

○寺田最高裁判所長官代理者 これはしばらくの間法務局の出張所で執務いたしておりましたが、いろいろの関係でそれも非常にむづかしいことになりまして、そうして結局全体的な事務移転をせざるを得ない、こういうことになつたわけでございまして、今日として見ますれば、結局敷地、建物の入手困難ということに帰着するわけでございまして。

○横山委員 すさみというの場所はどこにありますか。

○寺田最高裁判所長官代理者 和歌山地裁の管内で田辺支部の近くでございます。

○横山委員 今度は私の地元ですが、愛知横須賀簡裁はどういうわけですか。

○寺田最高裁判所長官代理者 これは開庁いたしておりますところが、昭和二十九年十一月十九日に庁舎が類焼でなくなりまして、その関係で、その後結局復旧が困難ということで事務移転ということになっております。

○横山委員 類焼したのは私も承知しておりますが、普通の役所が焼けたのだつたらすぐに建てて、そうして住民の便宜をはかるというのが当然なのに、ほかの役所だつたらすぐそれが行なわれるのに、なぜ愛知横須賀簡裁だ

けが、そこで建物をすぐに建ててやるといふことをしてくれないのですか。

○寺田最高裁判所長官代理者 これは御指摘のとおり、ほんとうに焼けた場合、すぐに建てることは、別にほかの役所ばかりではございませんで、裁判所の場合でも同様でございますが、この横須賀簡易裁判所の場合につきましては、そもそも開庁いたしておりましたのが、先ほど焼けたと申しましたが、これが裁判所の独自の建物に開庁しておいて焼けたのでは、横須賀町役場の中で開庁しておったのでございます。ところが、その町役場が焼けたしまして、それでとてあえず横須賀小学校の仮庁舎に移したのでございますが、その仮庁舎もまたその後老朽化いたしまして、そういう関係で結局事務移転せざるを得ないことになった、こういうような経緯になっております。

○横山委員 どうもその点、あなたのほうの仕事というのは常識的に納得がいかない。裁判所の仕事はそういうのんびりした仕事かもしれないが、とにかく火事になって焼けた、それで今度は小学校へ行つた、小学校が老朽化している、こんなことならやめてしまおうかという、そういう気持ちというものはどうも私は納得できぬ。ほかの役所だったら、焼けた、移転した、そこもたいへんだというのだったら、必ず何はさておいても建設をし、いろいろ無理なこともやつて、焼けたのだからしょうがないというわけでみんなの協力も得てやるのが普通なのに、これだけの緊急性があるのに、どうして簡易裁判所を開設しないのか。この横須

賀簡裁を再建するお気持ちはないのですか、どうなんですか。

○寺田最高裁判所長官代理者 これはそういうふうな一般的な問題としてお尋ねいただきますと、まことに私も恐縮に存するわけで、一般的にはまさに御指摘のとおりになっておるわけでございます。ただ、簡易裁判所の関係が若干こういうふうなことになるておりますことはまことに申しわけないところでございますが、こういう事務移転しておりますのは、事件数が少ないとか、あるいは交通が非常に便利であるというふうな点もいろいろからんでまいりましてそういうことになっておるわけであります。ただ、横須賀簡易裁判所におきましては、これはいままでいろいろ御指摘のありました点と比べてみると、あるいはいろいろ問題が起るたびにそうした存置という問題について検討しなければならぬのではないかということに当たるほうに属するかと思ひますが、これは結局全体的な問題であらうと思ひます。一応現在といたしましては事務移転でまかなつておる、半田簡易裁判所で事務をやつておる、こういうことになっておるわけでありませう。

○横山委員 どうも諸君は半田と横須賀の地理的事情がおわかりにならないかもしれませんが、だいぶ遠いのです。ですから私はほかの地への移転につきましては——とにかく大阪に特殊な事情があるという感じがあるのでこれは別途検討したいと思ひますが、少なくとも、焼けて学校に移転して、学校がまた老朽化して追い出され、半田のほうに事務移転したからといって、そのまま十年もなおざりにし

ておくというばかげたことは考えられない。一体横須賀簡裁をこれからどうしてくれるのですか。

○寺田最高裁判所長官代理者 これは十分検討したいと思ひます。

○横山委員 十分検討では話になりません。横須賀簡裁は建てるのか建てないのか。

○寺田最高裁判所長官代理者 その点は、先ほど来申し上げておりますとおり建てるように努力いたしておるのでございますが、その努力がまだ不十分であるというふうなおしかりを受ける結果になっておるわけでありませう。

○横山委員 努力しておるというなら、本年度予算で要求の中に入つておりましたか。

○寺田最高裁判所長官代理者 当初これは何とかいたしたいと考えておつたわけでございますが、結局計上されてはおらないのであります。

○横山委員 それでは最高裁の予算要求の中にも入つてないから、大蔵省へも出てなかつた、こういうわけですね。

○寺田最高裁判所長官代理者 これはいろいろな点との比較検討におきましてさようなことになっておるわけでありませう。

○横山委員 それならば結局あなたの言つておるのはいいのいいことじゃありませんか。いろいろ努力したけれども、最高裁の予算の大蔵省向けの要求の中にも入つておりませんで、そんなことでは努力にならないじゃありませんか。説明になりますか。国会に対する答弁というものは、少なくとも大蔵省段階において削られた

というならあなたのほうの立場も立つてしよう。自分のほうのうちの中でアウトだったということでは努力にも何にもなりません。一体最高裁の立場として愛知横須賀簡裁を今後建設するという御答弁がいただけるものであるかどうか。

○寺田最高裁判所長官代理者 これはこの国会を通じました法律がここのままだあります限り、私もとしては建設に努力いたすわけであります。ただ、先ほど申し上げました全面的な整理統合の問題は、将来また別個に出てまいるか考えております。

○横山委員 政務次官はあの方面にはきわめて縁の深い方でありませうが、この質疑を通じてどういふふうにお考えでありますか。

○天笠政府委員 お話のとおり横須賀と半田とはずいぶん離れております。一般の人の利便から考えましたときに、どうしてもやはり横須賀にはつくらなければならぬというふうな考えております。このような点、最高裁のほうとの連絡も緊密にして、実現するよう努力したいと思つております。

○横山委員 そういたしますと、御両所の御意見は、少なくともことしといたしても無理でありませうが、来年度の予算要求には計上して、そうして来年度建設をするように努力する、こういうふうな理解してよろしうございませうか。

○寺田最高裁判所長官代理者 最高裁判所といたしましては努力を続けたいと存じます。

○天笠政府委員 最高裁判所と十分連絡をとつて努力いたします。

○横山委員 それではそのおこたを

ひとつ十分に実現に移していただきたいと思ひます。

最後に鹿野簡裁はどういうわけだめなんですか。

○寺田最高裁判所長官代理者 鹿野の簡裁につきましても、やはり敷地、建物の関係でございます。

○横山委員 私はいまの質疑応答を通じて考えまして、この間も本委員会では言つたのでありますが、法務省も最高裁も非常にデンプのおそいところであり、同時にまた非常に団結力の乏しいところ、協力一致の体制のないところである、こういうことを痛感いたします。こんなばかげたことはほかの省やほかの委員会では笑ひものです。こんなばかげたことがまじめに——きよ

うの雰囲気はちよつと変わった雰囲気でありませうけれども、話の中心に入つていって、私も真剣になつておこたをくるわけですけれども、こういうことが日常ふだん普通のように、できま

んでした、土地、建物がございませんでしたというこでなおります。問題にならぬことだと私は思つておる。こういうことはおそろくほかにもあると思つたのでありますけれども、こういうことのないようにくれぐれも折り目切眼を法務省も最高裁も立てばならぬことはきちんと整理をする。やるとなつた以上は断固として仕事を

していくというこにならなければ百年河清を待つようなことになるといふ気がしてならないわけでありませう。

この下級裁判所の中でもう一つ問題になりますのが最近の交通裁判所に關する問題であります。少年の交通事犯

がとみに激増いたしまして、最近におきましてはあらゆる話題の中心になっています。この間私は少年鑑別所へ行きました話を本委員会でしたわけでありましたが、少年鑑別所へ入っている少年が交通事故で入れられたときに、おれは何でこんなところに入らなければならないのかという非常な不満を言うのです。交通事故というものがやはり同様に刑事犯であることには論を待たないところでございますけれども、一般的に刑事犯と、それから交通事故というものは多少なりともニュアンスが違いますから、ちよつとしたことで少年鑑別所に入ってくる青年が、ほかの売春だとか、あるいは殺人だとかの故意犯のようなものと一緒に、区別をされないということについて非常に憤慨をしておるという感じがいたします。これらの少年の交通事故を取り扱うについて、今日交通裁判所やあるいは少年鑑別所において十ば一から行なわれたいとおるような気がいたしますが、一体どういふふうに今後行なわれていくとするのか。本質的にこの少年の交通事故について処罰主義というものが引き続き中心になっていくのか、あるいは教育中心主義がもの考え方の中心になっていくのか、今後どういふふうになるおつもりであるか承りたいと思つておられます。

○寺田最高裁判所長官代理人 一応私のほうから実情を御説明申し上げたいと存じますが、ただいま横山委員から御指摘のございましたように、交通問題は非常に大きな問題でございます。まして、事件数におきましてもかなりふえてまいっておりますことも事実でございます。ただ、三十八年度は一般の道路交

通違反事件は若干増加いたしました。少年の関与は件数そのものは三十七年度よりわずかでございしますが減少しております。その点の考へは、かきまわす傾向だ、かように考へておるわけでございます。その一般の交通事故のほうにおきましては、御承知の交通裁判所というような施設もつくつていただいておりますし、また交通切符制というふうなものも採用されてまいり、そういういわば警察から裁判所まで一貫的な切符でもって処理されるというところで、かなり迅速、またスムーズな処理が行なわれておるわけでございます。これに反しまして少年のほうは、いろいろ横山委員も話になりまして、私たちがただ交通事故を犯したというふうなことで、これがいわゆる非行少年だというふうには考へるべきではないという立場をとつておるわけでございます。そうして具体的な、個別的な処理によつてその少年の将来の善導をする。たとえば信号無視であれば信号の関係をよく教へて指導する、こういうふうな措置が必要であらうというふうな考へて処理して、おるわけでございます。そういう関係からいたしまして、むしろ結果においては、いわゆる不処分とか不開始とかいふのが数の上では多いわけでありまして、そういう関係にござい

ますので、一部からは、何か少年の交通事故を野放しにしておるといふような批判を受けておるわけですが、これはそういうわけでは決してございませぬので、いまお話のございましたたとえは論議をいたしますとか、あるいは誓約書を取るか、あるいは雇主や保護者に訓戒をするとか、こういう非常

に幅のある措置でもって処理をしておる。これが現在の実情でございます。

○横山委員 私は交通裁判所を直接見たことではないのですけれども、みんなの雰囲気として、非常に早くなつたということは言うけれども、まあ、私にばいんだらうという雰囲気が出ておることは、いふまでもない事実だと思ひます。しかし、それは一体どちらが——何べんも何日間も引つぱつてやつて、本人に、これはやめようか、これは注意しなければならぬというふうな雰囲気を与えるのが正しいのか、それとも罰金さえ出せばいいんだらうというので、どんどん回転をさせるのがいいのかというところになります。もの考へ方としては、罰金さえ払えばいいのだというふうな感じを与えては、ほんとうはならないのでありますけれども、しかし、これだけ交通事故が多くなつた今日においては、事務の近代化としてはやむを得ないことだと思ひます。それならばそれで、払えばいいんだらうという雰囲気は正せしめる措置がどういふ必要になるのではありませんか。特にこの青少年の交通事故につきましては、これが最も重要な課題であると思ひますが、その点についてはどういふふうに措置をなさつていらつしやるか、どういふ方向でやろうとしていらつしやるか。

○寺田最高裁判所長官代理人 これは成人の場合と少年の場合と区別して御理解いただければけっこうかと思ひますが、まず成人の場合におきましても、むしろ横山委員からお話のございましたとおり、ただ罰金さえ払えばいいんだというふうな雰囲気をつくることは、これは非常に困るわけで、そうい

う意味で非常に大きな意味での刑事政策の問題になつてくるわけでありませうけれども、何と申しましても一年間で三百万件というふうな事件があるわけでございます。これを一つ一つ慎重にということにいたしますと、いろいろな面であつてまた障害が起る。そういうところから普通の成人の、つまりおとなの交通事故につきましましては、先ほど申しました交通裁判所あるいは交通切符制というふうなもので、どちらかといえば迅速処理ということに重きを置いた扱いになつておるわけでございます。しかしながら、むしろ本人がそういう違反をした覚えは毛頭ないというふうなことで、不服申し立て等をされる余地は十分残してありますし、またそういうことも、それぞれ段階で十分に本人に伝えるというところになつております。しかし、それはいつても実際上そういうめんどうかいことはというところで、心ならずもそれに従つてしまふということもあるいはあるかも知れませんが、制度のたてま

えとして、そういう余地を残して一応迅速に処理するということが、おとなのほうの交通事故の処理のやり方でありませう。それと違ひまして、少年のほうは、この交通切符制、交通裁判所というふうな制度はとつておりません。家庭裁判所で家庭裁判所調査官が一人一人個別的に具体的に審査する。これもすべての事件というふうには必ずしもまいらない面もございしますが、できる限りそういうふうにして、つまり、そういう機械的な流れ作業式なことはいいたしておりませぬ。むしろ、どちらかとい

過ぎるのではないかという批判を受ける、あるいは結果がむしろ温情に過ぎるのではないかという批判を聞かされる程度に、いわば慎重に個別的な処理をしております。これが実情でございます。

○横山委員 私の質問にまだ的を射ていないのですが、おとなのほうは払えばいいのだらう、しょうがない。子供のほうは慎重にやるといふことで、まだ私の質問の的を射ていないのです。要するに、交通事故が多くなればなるほど事務の近代化をはからざるを得なくなる。そのことは青少年であっても、結局は家庭裁判所の仕事が進んでくれば同じことになる。しかも事犯としてはそう複雑な問題ではないから、是非曲直を明らかにするといつたところで、結局そうむずかしい問題ではない。そうだとすれば、おのづから大勢というものは払えばいいのだらうという方向になるのではないか。したがって、それにかわり得る一つの抜本的な方向を考へなければならぬのではないか、こういう点についてあなたのほうに何か新しい構想がないかと思つておるのです。

○寺田最高裁判所長官代理人 これは確かに御指摘のとおりでございます。まして、ずいぶん少年の交通事故もふえてまいつておりますので、いわばそういう個別的な処理が逐次困難になりつつあるわけでございます。ただ、同じく集団的な大規模な処理をするにいたしましても、たとえば最近名古屋なり、あるいは東京の家庭裁判所でも一部行なわれておるわけでございますが、つまり一つの講習会のようなものをつくりまして、これでございませうと、一人一

人でなしに、数十人を同時に講習ができるわけでございます。少年は、交通法規を十分知らないでやつた場合もかなりあるようにございますので、そういう集団的処理にいたしましたも、講習会形式等がいま利用されておるわけでございます。将来の問題といたしましては、たとえば交通関係の専門の保護司というふうなものをつくることも、一つの問題として考えられるのではないかと考えておるわけでございます。

○横山委員 その講習会なんですけれども、あなたの言う講習会はどういう形式でやつていらつしやるか知りませんけれども、それぞれ地方自治体が自動車学校なり何なりと、きちんとした立場で取りきめをして、そしてその学校の数日間の正規の訓練を経なければならぬというふうにするのが方法であつて、何となく適当にやつておるといふ今日の状態というのは好ましくないのでございますが、一体講習会なりそういうことについて、あなたのほうの全国的な指示なり何なりはどういうことになつてゐるのですか。適当に地方でやつてゐるような気がしてしかたがない。

○寺田最高裁判所長官代理者 こういうことを申し上げますと、またことばが妥当でないかもしれませんが、最終的には、やはり具体的事件の処理は、裁判官にゆだねられてゐるのでございます。しかしながら、お互いにいい方法はなるべく相談し合つて、建設的に考えていくことも当然でございますので、裁判官会同等の機会では、そういうことをいろいろ話し合ひまして、各地の実情を紹介し合つて、そういう方

向に進もうというふうにしておるわけでございます。いまお話しのとつちの訓練所、練習所と具体的連絡をとつて、ずつと常時やつていくことも非常にけっこうな方法かと考えるわけで、そういう方向に検討すべきであると思つておりますが、現在一部の裁判所でやつておりますのは、いわばまだそういう試みの段階でございます。試みの段階でも、東京等の話を聞きますと、まだ数字を申し上げる程度には持つておりませんが、そういう講習を受けた連中は比較的再犯も少ないというデータも出ております。こういう方法をもっと少し制度化していくことが好ましいのではないかと考えておるわけでございます。

○横山委員 一体あなたの言う講習会というのは、講習会への出席を判事さんなり裁判官の指示によつて義務づけられておるわけですか。義務づけられて、これを受けなければいけませんという審査決定なり、判決によつてなされておるのですか、任意ですか、それはどういふ強制力を持つてやつてゐるのですか。

○寺田最高裁判所長官代理者 現在のところでは、一つの運用上の措置としてそういうふうになつておるわけでございますが、将来は受講命令というものを制度化いたしまして、その受講命令に反します場合には、何らかの制裁を加えるところまで進むことが考えられるのではないかと思つてゐるわけでございます。

○横山委員 現在は本人に対する強制力がなくて、適宜おまえさん行つてこいというところで行なわれてゐる、こういうことでございませぬ。

○寺田最高裁判所長官代理者 それは、突き詰めて申しますとあるいはそういうことかと存じますが、しかし、裁判所のほうでそういうふうにお話をすれば、實際上御協力をいただくということになつておるうちに承知いたしております。

○横山委員 交通事故というものが、ここ数年來世論の焦点になつておるのに、適当に、裁判官が強制力も持ち得ないようなことをやらしておるといふことは、私はいかかなものかと思つて、これほど天下の話題になつておる問題について、関係各省が協力し合つて、この窓口を開放するとか、あるいは施設提供をさせるとか、そういうことをオーソドックスにやろうと思えばやれぬことはないじゃないですか、なぜそういうことをなさらないか。適当に裁判官がおれの知恵だといつてやつて、そして強制力もないのを強制力があるごとく見せかけて本人に受講させる。わずかのことを実績を持つてたいへんいばつて、それをみんなに伝達をする、またそういうことをやる。裁判官というものが何ら法的な強制力を持たざるものを、強制力らしく見せかけておるといふやり方については、適法、適切であると思ひます。この際ひとつ関係各省が、各地方自治体なり公認の自動車学校に対して訓練を義務づける、そしてそれを受講しなければだめだといふ、オーソドックスな形に変えるのが至当だと思ひますが、どうですか、おやりになる気持ちはありませんか。

○寺田最高裁判所長官代理者 ただいまの点、まことに御指摘のとおりかと存じますが、先ほど来申し上げておりますとおり、結局少年事件の処理というものは、民事裁判、刑事裁判のように、イエスかノー、ないし有罪無罪、白か黒かというふうな、必ずしも解決方法をとらない場合がこの場合以外にも多いわけで、いろいろ幅のある処置をとるようなことが法律上認められておるわけでございます。たとえば家庭裁判所の一つの保護観察といたしまして、条件をつけて保護者に引き渡すというふうな処置が認められております。少年法の二十五条の二項二号でございますが、そういうような条件を付してやりますれば、これはその限度で法律上の事象と御理解いただいていいと存じます。講習を受けさせる場合に常にこの措置をとつておるといふふうに申し上げられるかどうか、ただいまのところ資料を持つておりませんので、実際の運用としてやつておるものもないとは申し上げられないかもしませんが、ただ、二十五条の二項二号は一つの根拠になるわけでございます。しかしながら、これは非常にばく然としておりまして、もっと明確にはつきりした受講命令の制度というものが当然考えられなければいけないと思ひます。ただ、何といたしまして、いままだ試験的の段階というふうな私どもとしては理解しておるわけで、この成果によりまして、将来立法等についてお願いすることになつておる、こういうことにならうと考えております。

○横山委員 それはいま始まつたことでなくて、交通事故が今日、ここ数年來天下の最大の話題になつておるのに、これからゆつくりやりましようという

いうことは、これもあなたのほうのやり方の一つだと思つて。政務次官にお伺いをいたしますが、私の言うような、つまりそういう裁判の実効をあげるという意味において、青少年の交通事故のために、何もこれは必ずしも青少年だけではありますまいけれども、これらの問題についてどうしたらいいと思ひますか、御意見を承りたい。

○天竺政府委員 お話の点、非常に大事なことであると思ひます。ことに青少年の交通事故というものが非常に大きなものであり、現在の社会の悩みになつております。このような点をどうしてやつていったらいいかということ、今後十分に考えて適切な方法を早く検討して編み出して、実行に移すようにしなければならぬというふうに考えております。

○横山委員 政務次官のことば、まことにいかようにでもとれるのですが、政務次官にひとつ、一、二の具体的な点をお伺ひしたい。いま交通事故を中心として少年法を改正する、ないしは交通事故についての少年法の年齢を改正するといふことが一つの話題の中心になつてゐます。それからもう一つ、私がいまたとえて例にいたしましたように、交通訓練学校というものを関係各省と話し合つて、オーソドックスな訓練をするということもございします。あるいは今日の処罰中心主義を教育中心主義にいろいろな形で切りかえていく。たとえば話が出ましたけれども、少年鑑別所について、交通事故少年の取り扱いに別にするとかいうような、さまざまな問題が話題の中心になつておるのではありませんか、これらの



話題の問題について、政務次官のもう少し具体的な御意見を伺いたいと思います。

○天竺政府委員 だいたいのお話の少年法による年齢の問題、また訓練所の問題、それらの点、あるいはまた少年鑑別所の扱いの問題等についても、今後十分に検討していきたいというふうに考えております。

○横山委員 どうも答弁が納得できないのです。もう少し具体的に政務次官お話しなれませんか。私はそういう程度、つまり少年法の年齢の問題について、交通事犯に関連して法務省と最高裁の間に意見の相違があるそうでありますが、そういう主張はどういうことになって、今後どういうふうになさるうとするのか、あるいは根本的に教育中心主義でいくのか、刑罰中心主義を切りかえていくのか、いま出ておりますテーマに、いささか具体性に欠けます答弁で、これは皆さんも腹が減ったような顔をしておりますけれども、私も質疑を打ち切れません。

○天竺政府委員 だいたいのお話の数々の点については非常に検討を加えつつございまして、ただいま直ちに私の意見という段階にもなっておりませんので、御了承願います。

○坂本委員 議事進行について。この下級裁判所の問題は重要な問題で、われわれもいまの簡易裁判所の開庁をしておいても事件があるかないか、これを臨時司法制度調査会というわけにもいきませんから、これはやはりもう少し慎重に審議したいと思っておりますから、簡易裁判所の実際の運用についての資料を、横山委員からは十一の未開庁のところをあげられましたが、それ

のほかの開庁しておいてもほとんど事件のないような場合もあるし、あるいはまた、簡易裁判所をまたもう一つ分離しなければならぬというような事件の多いところもあると思っておりますから、そういう点についての資料をこの次までに出してもらうことにして、それからなお、いまの少年の教育の問題、これは処罰をするだけが目的でなく、また罰金の収入をふやすだけが目的でなくして、いかにして教育していくかというところは大きい問題でありますから、ひとつ休憩をして、そのあとで質疑を続行してもらいたいと思います。自民党の議員の方も四、五人しかおられぬようでありますから……

○鑑治委員 ちよつと関連して。簡易裁判所について先ほど来の質問は、私もいつも注意しておるところで大賛成です。ところが、横山君と違った方面でもこれは見てもらわなければならぬ。この簡易裁判所というものをきめたのは、いわゆる占領政策中でやられたのであって、なるべくたくさんの裁判所を地方に分散してやる、こういうことで無理やりにきめられた点が非常に多い。おもに郡を中心にしておる。ところが、アメリカにおけるものと日本におけるものと、郡というものはたいへん感覚が違っておりまして、今日となつては、この郡単位でかえって悪いものもたくさんある。私は、例をあげれば幾つもあるが、そういうことで地方では、この上裁判所を建てられただけ困るということに歓迎せぬところもあるわけです。それがこういうことになった根本だと思う。だから地面を求められない、建物ができぬというものもあるが、地方が喜ばぬ、地方民

が歓迎しない、それでできぬというものもある。だから、この機会にそういうことを研究せられて、必要なものはこれだけだ、これは必要でないからやめる、こういうふうなところに頭を向けて至急研究せられることをこの際から希望を述べておきたいと思ひます。

○横山委員 資料の提出の要求ですが、この下級裁判所でうまく動かない土地、建物、それからいま鑑治さんのようなお話もございしますが、先般本委員会では私が、定員を増加しても人間が足りないということを言いましたところ、そのとおりだという話でありましたが、ひとつ現在判事さんであつて実務をとられないで法務省なり最高裁のほかの仕事をやっていらつしやる人がどのくらいあるものか、お名前を呼つてございしますから、ひとつ判事さんの資格を持つておられながらほかの事務をとつていらつしやる人がどのくらいあるものか、おおかた区分けをして本委員会に資料を提出していただきたい、こうお願いいたします。

○濱野委員長 局長いいですか、出してください。

○濱野委員長 日程を変更して、この際おはかりをいたすことがございします。

理事の辞任及び補欠選任に関する件につきましてはおはかりいたしたいと思ひます。

すなわち、理事神近市子君より理事辞任の申し出があります。これを許可するに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○濱野委員長 御異議なしと認め、そのように決定いたしました。

ただいまの理事辞任に伴う補欠選任に關しましては、先例により委員長より指名するに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○濱野委員長 御異議なしと認め、そのように決しました。

理事に横山利秋君を指名いたします。

暫時休憩いたします。

午後一時二十八分休憩

〔休憩後は会議を開くに至らなかった〕

昭和三十九年四月四日印刷

昭和三十九年四月六日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局